

入札公告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

令和 8 年 3 月 5 日

つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会会長 大井川 和彦

1 入札に付する事項

- （１）業務の名称 つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会におけるチラシ・ポスター・サイクリングガイド増刷業務
- （２）事業の内容 仕様書で指定するとおり
- （３）契約期間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 27 日（金）まで

2 担当部局

〒310 - 8555

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県政策企画部スポーツ推進課 担当 大森

電 話 029（301）2735

FAX 029（301）2846

E - MAIL chikei4@pref.ibaraki.lg.jp

3 入札参加資格

- （１）茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく茨城県物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- （２）茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- （３）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- （４）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （５）茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者でないこと。

4 入札説明書の閲覧期間及び場所

(1) サイクリングいばらきポータルサイト

ア 期間

入札公告の日から令和 8 年 3 月 1 1 日 (水) 午後 5 時まで

イ URL

<https://cycling.pref.ibaraki.jp/>

(2) 茨城県政策企画部スポーツ推進課

ア 期間

入札公告の日から令和 8 年 3 月 1 0 日 (火) までの午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分、および令和 8 年 3 月 1 1 日 (水) の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例 (平成元年茨城県条例第 7 号) に定める休日を除く。

イ 場所

茨城県水戸市笠原町 9 7 8 番 6 茨城県庁舎 1 2 階

5 入札説明書に関する質問

(1) この入札に参加しようとする者 (以下「競争入札参加者」という。) は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問すること。

ア 質問受付期間

公告の日から令和 8 年 3 月 6 日 (金) 午後 5 時まで。なお、これ以降に到達したもののについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

2 の担当部局に同じ

ウ 方法

質問は F A X、または電子メールにより提出すること。なお、質疑を提出したときは、電話で送付確認を行うこと。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和 8 年 3 月 9 日 (月) 午前 1 1 時まで

イ 方法

F A X または電子メールにより回答するとともに、サイクリングいばらきポータルサイトで公開する。

6 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書 (以下「確認申請書」という。) を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和 8 年 3 月 9 日 (月) 午後 5 時まで。

(2) 提出方法

郵送(書留郵便に限る。) 持参又は電子メールの添付ファイルにより提出すること。

(3) 提出先

2 の担当部局に同じ。

(4) 受付通知及び結果通知

入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和 8 年 3 月 1 0 日 (火) 午後 5 時まで、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

7 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記 5 の (2) の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

(1) 入札書の提出方法

入札書に必要事項を記入・押印のうえ封書にて、2 の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る調達案件名及び開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きするものとする。直接入札する場合、入札場へ入場する前に、茨城県スポーツ推進課にて封をされていることの確認を受けること。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に 1 1 0 分の 1 0 0 を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額 (整数) を記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

(2) 入札書の提出期限

令和 8 年 3 月 1 1 日 (水) 午後 5 時までに郵便又は持参により上記 2 の担当部局に必着のこと。

(3) 開札日時及び場所

ア 日時

令和 8 年 3 月 1 1 日 (水) 午後 5 時

イ 場所

茨城県政策企画部会議室内

入札参加者の立会いは要しない。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則(平成 5 年茨城県規則第 15 号。以下「財務規則」という。)第 143 条第 2 項各号いずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 138 条第 2 項各号いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札(免除された者は除く。)
- (5) 電報、電話及び F A X による入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 記名押印を欠くとき
- (8) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (9) 首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (10) 同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき
- (11) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (12) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

10 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第 146 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

11 入札の辞退

入札参加申込をした場合で、入札を辞退するときは、2の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

12 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とし、開札日と同日に行うものとする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

13 契約書作成の要否

要

14 契約条項及び支払条件

別紙「契約書(案)」のとおり。

15 その他

- (1) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (2) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 入札後、落札した者の社名、金額をサイクリングいばらきホームページにて公開する。